沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令要綱

1　揮発油税及び地方揮発油税の軽減等に関する規定の整備

令和七年十二月三十一日から令和九年五月十四日までの間に、沖縄県の区域内にある揮発油の製造場又は保税地域から移出され、又は引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の税率を次のとおりとする。（第七十四条関係）

（１）揮発油税　二万千八十三円／キロリットル

（２）地方揮発油税　三千八百十七円／キロリットル

2　その他

その他所要の規定の整理を行う。

3　施行期日

この政令は、令和七年十二月三十一日から施行する。（附則第一条関係）